

**令和 7 年度 道市連携海外展開推進事業
(国際ビジネス人材支援事業) 委託業務仕様書**

1 委託業務名

令和 7 年度 道市連携海外展開推進事業（国際ビジネス人材支援事業）委託業務

2 業務の目的

札幌・北海道においては、少子高齢化等の影響により、将来的な経済規模の縮小が懸念されており、事業の海外展開や海外企業誘致の推進により経済のグローバル化を果たす必要がある。加えて、人手不足や人材確保の必要性も高まっており、こうした課題の解決に向けては、市内・道内企業における IT 業界をはじめとした外国人材の受け入れを拡大する必要がある。

本業務では、アジア圏に在住している現地外国人材を対象に、市内・道内企業とのマッチング交流会や札幌・北海道の魅力等の PR を目的としたセミナーを実施し、専門知識や技術を有する人材を海外から呼び込み、市内・道内企業への就職を支援する。また、当該事業を通じて市内・道内企業と現地教育機関等とのネットワーク形成を促し、将来的な採用活動の自走化を図る。

3 事業概要

- (1) イベント全体のツアー企画及び運営
- (2) 現地外国人材と市内・道内企業とのマッチングイベントの開催
- (3) 現地教育機関等との面談の実施

4 業務内容詳細

- (1) イベント全体のツアー企画及び運営

ア 旅程表の作成

後述する「(2)現地外国人材と市内・道内企業とのマッチングイベントの開催」及び「(3)現地教育機関等との面談の実施」を目的としたツアーについて、委託者と協議のうえ、タイムスケジュール等の詳細について定めた旅程表を作成すること。

イ 開催時期の決定

ツアーの開催時期は令和 7 年 10 月～令和 8 年 2 月を目安とするが、委託者と協議のうえ決定する。

ウ 開催国

台湾・ベトナム・インドネシア・バングラデシュの中から効果的に事業を実施可能

な国を1か国以上選定のうえ提案すること。

エ 参加企業募集

ツアーに参加する市内・道内企業は、5社程度として、募集すること。募集については、既に外国人材の雇用をしているか、または事業の海外展開等の理由により今後外国人材の雇用を希望しているIT業種の企業を中心に集めること。なお、市内若しくは道内に本社・支店等の拠点を有していることを条件とし、参加企業の選定にあたっては、参加希望のあった企業に選考調書を提出させ、予め定めた基準を満たした企業を選定すること。具体的な選考基準については委託者と協議のうえ決定する。

オ 参加企業向けの広報活動・広報物

参加企業の確保のため、北海道IT推進協会をはじめとした業界団体や経済団体等を通じ開催を広く周知するとともに、委託者において保有している独自のネットワークも活用しながら、個別に企業へのアプローチも行うこと。

カ 参加企業への支援

ツアーに参加する企業に対して、以下の支援を実施すること。

- ・開催国の文化・習慣や宗教、雇用慣行や規制等の情報を提供することを目的とした事前ガイダンスの実施
- ・現地での移動にかかる車両等の手配
- ・現地通訳の手配
- ・飛行機、ホテル手配のサポート（支払いは企業負担）

※ツアー参加にかかる費用は委託費に含めることとするが、航空機代及び宿泊費については、全て参加企業の負担とする。

コ その他

当該事業は、一般社団法人さっぽろ産業振興財団（札幌市出資団体）がこれまで実施している市内企業の海外視察及び企業間マッチングツアーとの親和性が高いため、当該事業と財団事業との連携にかかる日程や参加企業などの各種調整を行うこと。

(2) 現地外国人材と市内・道内企業とのマッチングイベントの開催

ア マッチング交流会の開催

会場には各企業のブースを設置し、参加企業と参加外国人材が「対面」で話そうができるようにすること。また、以下の点に留意すること。

- ・各ブースの仕様と装飾について、イラストや図面等を用いて提案すること。
- ・参加外国人材が特定のブースに偏ることなく、巡回・説明を受けるよう適切な方策に

について提案すること。

- ・各ブースに必要な人数の通訳を配置すること。

イ 現地外国人材向けセミナーの実施

札幌・北海道の魅力等の PR を目的とした、現地外国人材向けのセミナーをマッチング交流会と連携して実施すること。セミナーを通じて現地外国人材が札幌・北海道で就職する具体的なイメージを共有し、就労意欲が高まった状態で企業と交流することにより、マッチング交流会の効果を最大化する。

(ア) 札幌・北海道の魅力 PR

札幌・北海道の自然環境の豊かさや食文化等の生活環境等に関する事柄について、資料をスクリーン等に投影する形で、現地外国人材へ PR すること。なお、資料は日本語及び現地語で作成し、内容は委託者と協議のうえ決定すること。

(イ) 企業の技術等 PR

参加企業が、自社の技術や魅力等に関する事柄について、資料をスクリーン等に投影する形で、現地外国人材へ PR できる機会を設置すること。

また、前述のとおり参加企業は主に IT 関連企業となるが、参加外国人材における IT に関する知識・素養のレベルには個人差があるため、知識・素養レベルが低い場合、適切な企業理解ができず、人材のミスマッチに繋がる可能性が高い。そのため、各企業から PR を行う前に、日本及び札幌・北海道における IT 産業構造の実態について資料をスクリーン等に投影する形で、現地外国人材へ説明すること。なお、資料は日本語及び現地語で作成し、内容は委託者と協議のうえ決定すること。

ウ 参加外国人材募集

現地大学にて日本語専攻課程を受講している学生、現地日本語学校に通う学生、日本での就業を希望している学生のうち、主に IT 関連業種での就職を希望する外国人材の募集を行うこと。なお、一定程度の日本語能力を有している者を求める企業が多いことから、参加外国人材については、日本語でコミュニケーションを取ることが可能であることを基本とする。また、既卒であっても参加をすることは可能とするが、参加人数が多い場合で、会場の収容人数を超える場合には学生を優先する。なお、参加外国人材は 50 名以上を目標とする。

エ 参加外国人材向けの広報活動及び広報物

現地教育機関等との連携や、SNS 等を活用するなどして、効果的に集客が見込めるよう周知活動を行うこととするが、具体的な周知方法について提案すること。

また、広報媒体として、事前告知用チラシ及びポスターを日本語及び現地語で作成すること。

加えて、事前に委託者と協議のうえ、参加企業の情報を取りまとめた資料（電子媒体可）を日本語及び現地語で作成し、事前及びイベント当日に参加外国人材が参加企業の情報を PC・スマートフォン等で閲覧できるようにすること。

オ 会場の設営・撤去

マッチングイベントの会場設営及び撤去等に関して、以下の点に留意すること。

- ・会場全体のおおまかな見取り図をイラストや図面等を用いて提案すること。
- ・看板・案内サインを製作し配置すること。
- ・参加企業がパソコンやプロジェクター等の必要な電子機器が仕様できるように電源の確保を行うこと。
- ・その他必要な机や椅子等の備品（レンタル品を含む）の設置を行うこと。
- ・会場管理者とは事前に必要な打ち合わせを行い、細かな点について調整を行うこと。

カ 開催場所

大学等の教育機関やその近隣施設等、参加者が容易にアクセス可能な場所で、最低 50 名の来場に対応可能な会場を提案すること。なお、会場費は委託費に含めることとする。

キ 当日の運営

マッチングイベント当日は受付、案内、参加企業・参加外国人材の調整、進行等の一切の業務を行うほか、以下の点に留意すること。

- ・当日の受付が円滑に行われるよう、参加外国人材は原則事前登録制とするが、当日の飛び入り参加も可能とする。
- ・円滑かつ安全に運営が可能となるよう必要なスタッフを確保すること。なお、会場に、多言語対応可能なスタッフを複数名配置すること。

ク 参加外国人材のフォローアップ

参加外国人材が参加企業へ連絡を取りたい場合や、求人募集に応募したい場合に、参加外国人材から要望があれば仲介する等、参加企業と参加外国人材のマッチングに繋がるようフォローアップすること。

ケ アンケート及び追跡調査の実施

参加企業及び参加外国人材に対するアンケートの配布、回収を行い、アンケート結果に基づいた次年度以降のマッチングイベントの開催ニーズや課題点等を分析のうえ、委託者へ報告・提出すること。なお、回収率を高める工夫を行い、設問内容は委託者と協議のうえ決定する。

また、契約期間の終盤に参加企業に対し、参加外国人材からの問い合わせ・応募、採

用状況の調査を実施し、委託者へ報告すること。

(3) 現地教育機関等との面談の実施

市内・道内企業が将来的に直接現地外国人材を獲得するための支援として、現地の教育機関等とのネットワーク構築を目的とした、面談の機会をセッティングすること。なお、面談相手に対して、札幌・北海道の魅力等について資料を用いて説明すること。面談回数はツアー中に3団体程度を目安とする。

ア 面談相手の選定

面談相手については、日本語専攻課程がある現地の大学機関等を中心に、商工会議所等の経済団体や産業団体が候補として考えられるが、委託者と協議のうえ決定する。

イ 視察調整

面談前後に施設内の視察をすることができるよう、面談相手と調整すること。

ウ 説明資料の作成

面談時に使用する資料については、主に札幌・北海道の魅力に関する事柄や、日本及び札幌・北海道におけるIT産業構造に関する事柄を中心として、日本語及び現地語で作成すること。

なお、説明資料は4(2)「イ 現地外国人材向けセミナーの実施」で使用する資料と同一のものを使用して構わない。

エ 通訳の手配

面談・視察を円滑に進めることができるよう、必要な人数の通訳を配置すること。

オ 参加企業のフォローアップ

ツアー終了後に、参加企業が現地教育機関等へ連絡を取りたい場合や、参加企業からオンラインミーティングの開催の要望があれば仲介する等、参加企業と現地教育機関等とのネットワーク維持に繋がるようフォローアップすること。

(4) 独自提案

その他、現地外国人材の市内・道内企業への就職支援に資することやツアー企画及び運営に係る工夫などに関係した独自提案を行うこと。

5 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果は、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく他に使用

あるいは公表してはならない。

(2) 成果物の提出について

受託者は、以下の成果物を提出すること。

ア 業務報告書

業務完了後、業務完了報告をし、検査を受けること。詳細については、受託後、委託者と調整することとする。

イ 広報印刷物

ウ 参加者及び参加企業申込受付データ

エ アプリ等で取得したデータ

オ アンケートの集計結果

(3) 秘密の保持

ア 受託者は、本業務に関し、委託者から受領又は閲覧した資料等を委託者の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託者は、本業務で知り得た委託者及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。

ウ 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。

また、委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

(4) 個人情報の保護

ア 受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」及び別紙 1「個人情報取扱安全管理基準」を遵守しなければならない。

イ 受託者は、本事業への参加者に係る個人情報の提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

ウ 受託者は、個人情報の取扱状況について、仕様書別添の様式を用いて毎月 20 日までに委託者に報告することとする。なお、本報告の開始は契約締結の翌月からとし、履行期間の最終月分の報告については、実施報告書とあわせて提出することとする。

6 履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日まで

7 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

- (3)両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4)自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5)業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8 その他

- (1)受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。
- (2)委託者は必要に応じて事業実施状況について、随時報告を求めることができる。
- (3)この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議のうえ決定すること。
- (4)受託者は、委託者が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (5)受託者は、成果物等が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当 する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡する。
- (6)受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを委託者に対して保証すること。
- (7)成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする
- (8)本業務の遂行にあたって、企業及び参加者からの申込み及び問合せについては、原則として受託者が対応すること。また、クレームが発生した場合も、受託者が迅速かつ誠実な対応を行うとともに、委託者に報告すること。

個人情報の取扱いに関する特記事項

別記

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

- 第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。
- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

- 第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

- 第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
- (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業

務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

- 第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。
- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
 - 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
 - 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
 - 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有

無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。